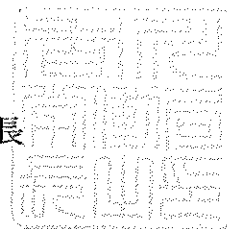


関係各位

香川労働局長



香川県の特定最低賃金の改正について（依頼）

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素から労働行政の推進に格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

最低賃金には、産業や職種にかかわらず地域内のすべての労働者に適用される都道府県別の「地域別最低賃金」と、機械器具製造業や造船業などの特定の産業で働く一定の労働者に適用される「特定（産業別）最低賃金」があります。

このうち、「地域別最低賃金」である香川県最低賃金は、時間額970円に改正され、令和6年10月2日から適用されているところです。

この度、香川県における3業種（「はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」及び「船舶製造・修理業、船用機関製造業」）の「特定（産業別）最低賃金」改正が官報に公示され、別添リーフレットのとおりに令和6年12月15日及び令和7年1月8日からそれぞれ適用されることとなりました。

なお、香川県冷凍調理食品製造業最低賃金については、今年度は改正がなかったため、令和6年10月2日より香川県最低賃金「時間額970円」が適用されています。

つきましては、香川県における3業種の「特定（産業別）最低賃金」・香川県最低賃金の改正につきまして、誠に恐縮に存じますが、別添リーフレットを掲示・配布や別紙の掲載文例をご参考に機関紙（誌）・ホームページ等に掲載いただくなどにより関係者へ周知いただきますようご協力のほどお願いいたします。

また、助成金等のリーフレットを同封しておりますので、これらの活用につきましてもご配慮いただきますようお願いいたします。

担当：香川労働局労働基準部賃金室（三津、森脇）
〒760-0019 高松市サンポート3番33号
高松サンポート合同庁舎北館3階
☎ 087-811-8919
E-mail : chinginshitsu-kagawakyoku@mhlw.go.jp